

eplus STUDIO 利用規約

第1条 利用規約の目的

(1)eplus STUDIO(イープラススタジオ)利用規約(以下「本規約」という)は、株式会社イープラス(以下「当社」という)が運営する、eplus STUDIO(以下「スタジオ」という)の利用を希望する者(以下「利用者」という)にスタジオを貸出し、利用者がこれを借りて利用すること(以下「スタジオ利用」という)に関する利用条件を定めることを目的とします。

第2条 スタジオ利用契約

(1)スタジオ利用にあたり、利用者は下記に定める当社指定の利用料金(以下「基本料金」という)を支払うものとし、なお、利用が複数日にわたる場合、基本料金に利用日数を乗じた金額を支払うものとし、

時間		月～木	金土日祝
通常営業 09:00-23:00	基本料金1日(フレックス12時間) ※通常営業時間内の連続した12時間	298,000円 (税込327,800円)	398,000円 (税込437,800円)

(2)スタジオ利用にあたり、利用者は、当社からEmailで添付送付された所定のeplus STUDIO利用申請書(以下「申請書」という)に必要事項を記入し、Emailで当社へ添付返信するものとし、当社が申請書を受信し、申請書に記載の利用内容等を確認の上、請求書を利用者へ送付、または当社が利用を許諾した旨を書面、またはEmailで通知した時点で利用契約が成立したものとします。利用契約成立後の利用日の変更はできないものとし、

(3)前項において、既に利用希望日に別の利用者が決定している場合、または仮押さえが入っている場合は、ご利用をお断りします。そのため、利用者は可能な限り、次条に定める仮押さえを予め行った上で申請ください。

(4)利用内容の確認にあたり、当社は申請書以外の関係書類(以下「関係書類」)の提出を利用者に求める場合があります、利用者は関係書類を当社へ提出することに同意するものとし、申請書や関係書類に不備があった場合、または利用内容に問題があると当社が判断した場合は、利用をお断りする場合があります。

(5)請求書に記載する支払期日までに基本料金の支払いが確認できない場合、利用者は事由の如何に関わらず、当社が契約を解除できることに予め同意するものとし、なお、当該解除により、当社に損害が生じた場合、当社から利用者に対する損害賠償の請求を妨げないものとし、

第3条 仮押さえ

(1)利用者は、公式サイトのお問い合わせフォーム(以下「問い合わせフォーム」)よりスタジオの仮押さえを依頼することができます。当社はスタジオの空き状況を確認の上、Emailで利用者に仮押さえの通知を行い、その時点で仮押さえが成立したものとします。通知日より14日間を仮押さえ期間とします。ただし、利用者が希望する利用日が通知日より1ヶ月未満に到来する場合は、仮押さえ期間を3日間とします。

(2)利用者は、仮押さえの依頼の際に、問い合わせフォームに利用希望日、利用内容、利用者情報を記載し、その記載内容により当社が仮押さえの全部または一部をお断りする場合がありますことに予め同意するものとし、

(3)仮押さえ期間中に、他にスタジオの利用を希望する者がいる場合、当社は利用者に対して仮押さえの調整や解除を相談する場合があります。

(4) 仮押さえ期間内に前条に定める申請書が当社に届かない場合、申請書や関係書類に不備があった場合、利用内容に問題があると当社が判断した場合、または前項の相談のための連絡その他当社からの連絡に対して返信が無い場合には、当社が仮押さえを解除できることに予め同意するものとします。なお、当該解除により、当社に損害が生じた場合、当社から利用者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第4条 スタジオ利用料金、およびオプション料金

(1) スタジオの利用料金(以下「スタジオ利用料金」という)には、基本料金と時間延長料金と深夜早朝料金(以下「その他料金」という)があります。

時間		月～木	金土日祝
通常営業 09:00-23:00	基本料金1日(フレックス12時間) ※通常営業時間内の連続した12時間	298,000円 (税込327,800円)	398,000円 (税込437,800円)
	延長1時間 ※通常営業時間内に12時間を超えた場合	20,000円 (税込22,000円)	30,000円 (税込33,000円)
深夜/早朝 23:00-09:00	1時間あたり ※この時間帯に機材の搬入/搬出はできません	30,000円 (税込33,000円)	40,000円 (税込44,000円)

(2) 前項に記載した基本料金に含まれる設備、機材等は、公式サイトで公開していますが、この限りではありません。記載と現況に齟齬がある場合には現況が優先します。

(3) 前項に記載のない設備、機材等は、本条1項に記載した基本料金に含まれないことに同意するものとします。

(4) 当社が利用者の依頼により手配等を行う、当社外技術スタッフやスタジオ常設以外の機材、当社外配信プラットフォームへの配信管理料金は本条1項のスタジオ利用料金には含まないものとします。なお、これらの料金を総称して、以下「オプション料金」とします。

(5) 利用のキャンセル、解除については第15条、および第16条で定めるものとします。

第5条 スタジオ利用料金、およびオプション料金の支払方法

(1) 利用者は、当社が送付する請求書に記載の方法、期日までに基本料金の全額を支払う義務を負います。ただし、当社が別途認める場合はこの限りではありません。

(2) その他料金、およびオプション料金が発生した場合、利用者は、スタジオ利用終了後に当社が発行する請求書に記載の方法、期日までに、その他料金、およびオプション料金を支払うものとします。

(3) 請求書に定める支払期日までに請求金額の支払いが確認できなかった場合、当社は第16条に定める解除権を行使する必要があるほか、利用者による今後のスタジオ利用をお断りする場合があります。また、これによって利用者に生じた損害について、当社がその責を負わないことに、利用者は予め同意するものとします。

第6条 利用可能施設

(1) 利用者が、スタジオ利用料金内で利用することができる施設・設備は、地下1階のスタジオエリア、地上1階の楽屋・ラウンジエリア、建物前の駐車場(1台)、またこれらに付随する設備・備品に限ります。

(2) 利用者は、前項の施設・設備のうち一部を利用しない場合でも、基本料金の減額を請求することはできないものとします。

第7条 利用可能時間

- (1) 利用者が、基本料金内で利用することができる時間(以下「通常営業時間」という)は、利用日の午前9時から午後11時までの間で連続した12時間とします。
- (2) 利用者が、通常営業時間外にスタジオ利用を希望する場合、当社の事前承諾を得た上で、その他料金を支払うことによって利用することができるものとします。
- (3) 利用可能時間は、利用者がスタジオにおいて利用の準備を開始する時刻から、利用終了後、原状回復作業を完了して利用場所から退出する時刻までを含むものとします。

第8条 実施計画書類の提出

- (1) 利用者は、スタジオ利用開始7日前までに、当社へタイムテーブル、各種図面(平面図、立面図、回線図等)、持ち込み機材・道具のリスト、入館予定者リスト等の実施計画書類を提出することに予め同意するものとします。同期限までに実施計画書類の提出が確認できない場合、実施計画書類に不備があり、当社から連絡をするも速やかに修正されない場合、利用者は事由の如何に関わらず、当社が契約を解除できることに予め同意するものとします。解除した場合には、利用者によるキャンセルがあったものとみなしたうえで、当社の判断により第15条のキャンセルに関する規定を準用することができるほか、当該解除により、当社に損害が生じた場合、当社から利用者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
- (2) 前項による解除がされない場合であっても実施計画書が未提出、または期限を過ぎた場合や不備によりスタジオ利用時にトラブルが発生した場合、利用者は当社が一切の責を負わないことに予め同意するものとします。

第9条 利用者の責務

- (1) 利用者は、スタジオ利用にあたり、次項以下の責務を負い、出演者、スタッフ等の利用関係者(以下「関係者」という)に対しても遵守するよう周知徹底し、安全なスタジオ利用管理を行うものとします。有料無料を問わず、一般観客等の関係者以外の入館はお断りしています。
- (2) 利用者は、法令、消防署等の関係官庁からの指示及び利用契約の記載事項を遵守します。
- (3) 利用者は、スタジオ利用にあたり、騒音規制に関する法令等および当社の騒音に関する指示を遵守し、周辺環境の維持に努めるものとします。
- (4) 利用者は、スタジオ利用にあたり、必要なスタジオ内外の案内、および警備を、全て利用者の責任と費用にて行うものとします。
- (5) 利用者は、スタジオ、およびその周辺における関係者の誘導を適切に行い、事故や周辺環境に迷惑を及ぼさないよう常に万全の配慮を講じるものとします。
- (6) 利用者は、利用者の故意、過失、不注意や不備により機材を破損・紛失した場合、修理費用、もしくは修理不可能な場合は同等機材の購入代金の一部、または全額の損害賠償責任を負うものとします。
- (7) 利用者は、地震、火災等の災害、および不測の事故等の発生に備え、予め避難口・避難誘導方法・消火器の位置等を確認し、これを関係者に周知徹底するものとします。また、関係諸官庁から特別な指示があった場合、利用者は、自らの責任でこれに従い対処し、また、当社の指示に従うものとします。
- (8) 利用者は、第9条(利用者の責務)、および第11条(遵守事項)をはじめとする、適切なスタジオ利用のために必要な「利用責任者」を予め選任し、申請書に記載し、当社に提出する必要があります。また、その義務を果たすために、利用責任者は、スタジオ利用期間中はスタジオ内に常駐するものとします。

(9)利用者は、新型コロナウイルス感染症その他の感染症等の予防のために当社が指示するスタジオ利用の取り決めに従うものとします。

第10条 関係官公庁や関係機関への届出等

(1)利用者は、スタジオを利用するにあたり、法令に定められた関係官公庁や関係機関への届出、および許可申請が必要な場合は、届出やそれに伴う費用を利用者の責任と負担で行うものとします。なお、利用者は、届出、および許可申請を行った内容について、事前に当社へ提出するものとします。

(3)前項の規定に関わらず、利用者による届出、許可申請の不備、または関係官公庁や関係機関から受けた指示の内容に従わなかったことに起因して利用者、関係者、その他の第三者に生じた損害は、利用者が一切の責任を負うものとします。

第11条 遵守事項

利用者は、以下各項を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもってスタジオを利用するものとします。

(1)スタジオ内は、当社の許可する場所以外で撮影・収録を行わないこと。また、スタジオの建物外観の撮影は行わないこと。

(2)所定外のスタジオ周辺に自転車、バイク、自動車等を路上に駐停車しないこと。

(3)スタジオ、およびその周辺において物品販売、物品や宣伝物の掲示、展示、配布その他プロモーション活動を行わないこと。

(4)スタジオ、およびその周辺に火気・危険物を持ち込まないこと。

(5)暴力団、その他反社会的団体、ならびにその構成員、および関係者をスタジオに入館させないこと。

(6)加熱式・電子タバコを含め、指定喫煙場所以外で喫煙しないこと。

(7)ゴミを投棄するなど、スタジオ内、およびその周辺を不衛生な状態にしないこと。ゴミは、可燃・不燃・資源の3種類に分別すること。

(8)騒音、振動、異臭を発するなど、近隣の迷惑となる行為をしないこと(特に荷下ろしやドアの開閉時の騒音などに注意すること)。

(9)壁、床、器具その他、スタジオおよびスタジオが入居している建物の設備・備品の一切に対し、落書き、損傷、および破壊等これらを汚損する行為をしないこと。

(10)設備・備品の持ち出しを行わないこと。

(11)暴力行為など自己、および他人に危険を生じさせる行為を行わないこと。

(12)ワシントン条約で保護されている野生動植物、およびこれを使って作った製品、加工品を関係官公庁の許認可なく利用しないこと。また、鉄砲刀剣類、凶器その他危険、又は有害と認められる物を関係官公庁の許認可なく利用しないこと。

(13)スタジオ内に動物(哺乳類に限らず、魚類・鳥類・爬虫類・両生類・昆虫等節足動物類。ただし介助犬・聴導犬・盲導犬等は除く)を持ち込まないこと。

(14)過度な照明、もしくは過剰な音量を発するなど、心身の健康状態に支障を来す演出を行わないこと。社会通念を逸脱する利用を行わないこと。

(15)当社が定める重量を超える機械設備等の搬入、設置、及び電源の使用を行わないこと。

(16)消火栓、および消火器の前に機材を置かないこと。

(17)天井等に設置してある熱感知器・スプリンクラー等の下に、散水障害物または高熱を発する器材等を置かないこと。

- (18) 防火戸、防火扉を防火の目的以外に開放しないこと。
- (19) 有事に備えて通路等を機材等で防ぐことなく、常に避難路を確保すること。
- (20) 地下1階のスタジオエリア、および地上1階の楽屋・ラウンジエリア等で調理を行わないこと。
- (21) 地下1階のスタジオエリアでは、当社の許可なくテープ類、釘や画びょう等で壁、窓、スタジオ設備に掲示物等を貼らないこと。
- (22) 地上1階の楽屋・ラウンジエリアで、タイムテーブルなどの掲示を行う場合は、当社が指定する場所で行うこと。
- (23) 当社が指定する作業エリア以外での工作、加工、絵の具、ペンキ等の利用を行わないこと。
- (24) その他、当社がスタジオの諸設備の維持または保全のために禁止する事項を行わないこと。
- (25) スタジオ、およびその周辺において、当社および第三者に迷惑を及ぼす行為を行わないこと。
- (26) スタジオ所在地(住所、地名)やこれを推知させる情報を関係者以外に告知しないこと。

第12条 スタジオ利用権利の譲渡・転貸等

- (1) 利用者は、当社の承諾なく、スタジオ利用権利の全部、または一部を第三者に譲渡、転貸、引き受けさせ、または担保に供することはできないものとします。

第13条 スタジオ名称等の利用

- (1) 利用者は、スタジオで撮影・収録・配信を行った製作物でスタジオの名称、ロゴをクレジット、または発音する場合は、以下を使用するものとします。

・クレジット:「eplus STUDIO」

※禁止例:「e+ STUDIO」「イープラススタジオ」など

・発音:「イープラススタジオ」

・ロゴ: 下記よりダウンロードしてお使いください

▼PDFファイル

https://studio.eplus.jp/logo/eplusstudio_logo.pdf

▼aiファイル

https://studio.eplus.jp/logo/eplusstudio_logo.ai

- (2) 本条の規定は、スタジオの名称、ロゴ、当社の商号、商標について、利用者に対して一般的なライセンスをするものではありません。当社は、利用者による使用が適切でない場合には、その修正ないし差止を求めることができるものとします。

第14条 施設管理権、立入権

- (1) 利用者、および関係者が本規約の定めに違反し、もしくは当社の注意に従わない場合、当社はこの者をスタジオから退場させることができるものとします。
- (2) 利用者、および関係者は、スタジオ内において、自己の身体、および財産について自らの責任でこれを管理するものとします。
- (3) 利用者は前項の定めについて、他の利用者、関係者に周知徹底しなければならず、当該事項の違反によって生じる損害は、利用者が関係者と連帯して責任を負うものとします。

(4)当社は、スタジオの維持、保安、および管理等のために必要と認める時に、いつでもスタジオ内の各所に立入り、必要な措置を講ずることができるものとします。この場合、利用者は当社が講ずる措置に必要な協力をしなければならず、また、関係者に協力させなければならないものとします。

第15条 利用者による利用のキャンセル

(1)利用契約成立後、利用者よりスタジオ利用キャンセルの連絡があった場合、利用者は基本料金の全額、または一部を次に定める条件に従い当社に支払う必要があります。キャンセルの連絡がないまま利用開始日を迎えた場合はキャンセルがあったものとみなし、次の条件を適用します。

キャンセル料

キャンセル日 (ご連絡いただいた日)	キャンセル料 (1日 or 2日連続利用)	キャンセル料 (3日以上連続利用)
利用開始日より30日以前	0%	0%
利用開始日の15日～29日前		50%
利用開始日の8日～14日前	50%	70%
利用開始日の3日～7日前	70%	100%
利用開始日の2日前から	100%	

(2)第4条4項に定めたオプション料金に関するキャンセル条件は、前項の限りではなく、外部業者の定めによるため、別途利用者に告知するものとします。

(3)当社は、利用者が当社に対して既に支払済みの基本料金の返還債務と前各項のキャンセル料を相殺できるものとします。この場合に、スタジオ利用料金から前各項のキャンセル料相当額、および振込にあたって必要な手数料相当額を差し引いた残額がある場合、当社は、利用者の口座へ振込により返還するものとします。

(4)前項規定の相殺によっても利用者が支払うべき額に満たない場合は、利用者はその不足額を当社が指定する方法、支払期日までに支払うものとします。

第16条 当社による利用契約の解除

(1)利用者が次の事項に該当すると認められる場合、当社は利用者に対し、何らの催告を要せずに直ちに利用契約を解除することができるものとします。この場合、利用者はスタジオ利用実施中であると否とを問わず、当社の指示に従い、スタジオ利用を停止し、原状回復等の利用契約終了に伴う措置を行わなければならないものとします。また、当社が利用者に解除を通知した時に本契約は終了するものとします。

- ① スタジオ利用内容が利用申請書記載の内容から相違している時。
- ② 利用申請書に虚偽の記載があった時。利用申請書に記載の連絡先に当社から連絡を試みると連絡がとれない時。
- ③ 施設の設置目的を逸脱する恐れがあると認められる時。
- ④ 利用を承認された施設以外の場所で、作業や利用を行った時。
- ⑤ 関係官公庁や関係機関への届出を怠ったにもかかわらずスタジオを利用しようとする時。
- ⑥ 各種法令に違反し、または公の秩序又は善良な風俗を害する恐れがあると認められる時。

- ⑦ 利用者又は代理人若しくは媒介する者が暴力団関係者であることが判明したとき。利用関係者若しくは利用者がスタジオ利用にあたって必要な諸事項を委託する契約の相手方、または代理人若しくは媒介する者が暴力団関係者であることが判明した時。
- ⑧ 前号のほか暴力団関係者その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる時。
- ⑨ 第三者または当社の著作権、財産権、名誉、プライバシー、肖像その他の権利を侵害すると認められる時。
- ⑩ 第三者、または当社に不利益もしくは損害を与えると認められる時。
- ⑪ 公序良俗に反する、または公序良俗に反する情報を第三者に提供したと認められる時。
- ⑫ 人種、性別、障がい等を理由に他者を不当に差別し、他者への不当な差別を助長すると認められる時。
- ⑬ 犯罪的行為、もしくは犯罪的行為に結びつく行為を行った時。
- ⑭ 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類するものを行った時。
- ⑮ 性風俗、ポルノに関するものと認められる時。
- ⑯ 宗教、政治活動に関するものと認められる時。
- ⑰ 法令に違反するものと認められる時。
- ⑱ 当スタジオの運営に支障を与えるものと認められる時。
- ⑲ 利用契約の締結者が法定代理人の同意を得ていない未成年であると認められる時。
- ⑳ スタジオ利用によって当社、もしくは利用者と第三者との間に紛争を生じた場合、またはそのおそれがある場合。
- ㉑ 営業停止処分を受け、または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けた時。
- ㉒ 利用者が支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は不渡処分を受けた時。
- ㉓ 利用者が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分等を受けた時。
- ㉔ 利用者に対する私的整理の開始、破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立て等の事実が生じた時。
- ㉕ スタジオ又は設置された設備を損傷する恐れがあると認められる時。
- ㉖ その他施設の管理・運営上、支障があると認められる時。
- ㉗ 利用契約の全部または一部にでも違反した時。
- ㉘ 利用者が利用を中止したと認められる時。
- ㉙ 信頼関係を破壊する行為があった時。
- ㉚ その他、当社が指示した事項に違反した時、または当社が不適切と判断する行為があった時。

(2)前項によって利用契約が終了した時は、当社は、利用者に対し、基本料金をはじめとする既受領の料金を一切返還しないものとします。また、利用者に未払いの債務がある場合は、利用者は期限の利益を喪失するものとし、未払い額全額に相当する金額を当社が指定する方法、支払期日までに当社に支払わなければならないものとします。

(3)本条1項により、利用者、または第三者に損害が生じた場合、利用者は利用者の責任と負担で処理解決するものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。また、当該解除により、当社に損害が生じた場合、当社から利用者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

(4)不可抗力によらず、当社の過失によりスタジオの利用が困難になった場合は、当社は利用者に対して基本料金をはじめとする既受領の料金を返金するものとし、当社はそれ以上に利用者には損害が生じた場合でも

一切の責任を負わないものとします。ただし、利用者に生じた損害が当社の故意・重過失に基づく場合には、当社は、利用者に直接かつ現実に生じた通常の損害(逸失利益を含まない)に限り、当社が利用者から受領する基本料金の額を上限として、損害賠償責任を負うものとします。

第17条 利用終了後の措置

(1)利用者は、利用者の責任と費用でスタジオ、およびこれに関連する場所に搬入した利用者の設備・備品を搬出し、スタジオの機材・備品、および当社の手配により当社外よりレンタルした機材等については当社の指示に従って所定の場所に返却するものとし、利用場所を清掃して原状回復した上で、利用期間(時間)内にセキュリティキーや入館パス等を返却してスタジオから退出するものとします。

(2)利用者は、前項の原状回復作業を当社スタッフの監督、および指示に従って行わなければならないものとします。

(3)利用者が通常営業時間内にスタジオから退出できなかった時は、利用者は、当社に対し、超過時間につき、その他料金または当社が実際に被った損害のいずれか当社が選択する方を支払うものとします。

(4)設備・備品等が原状回復されなかった場合、不完全な清掃、釘や破片、その他身体に危険を及ぼすおそれのあるものの残置など、本条1項に定める原状回復に瑕疵(隠れた瑕疵を含む)がありこれにより当社、および第三者が損害を被った場合、利用者はその損害を賠償しなければならないものとします。

(5)利用者、および関係者の忘れ物・遺失物について、当社は一時的に保管し、発見場所を問わず処分することがあります。当社はその損失に対して一切責任を負わないものとします。

(6)前各項の規定は、スタジオ利用の終了事由が、第15条および第16条に基づく利用契約の解約による場合でも同様とします。

第18条 不可抗力等

(1)不測の事故、災害、天変地異、戦争、テロ、ストライキ、政変の発生、感染症の発生等による関係官公庁や関係機関等からの指導、要請によりスタジオ利用が困難になった場合その他当社や利用者の責に帰すことができない事由によって利用者がスタジオを利用できなくなった場合、利用契約は当該時点で終了するものとします。

(2)前項の場合、当社は、既受領の料金から振込手数料相当額を控除した額を、利用者に返還します。

(3)利用者は、本条1項の場合において、当社に対し、損害賠償その他何らの請求をすることができないものとします。また、第三者との間にトラブルその他の紛争が生じた場合は、自らの責任と費用にてこれを処理解決し、当社に対し一切の迷惑をかけないこととします。

第19条 損害賠償等

(1)利用者、関係者、その他利用に関連する第三者が、スタジオ、およびスタジオ周辺の諸施設を汚損または毀損した場合、利用者は、当社または第三者に対して生じた一切の損害を賠償しなければならないものとします。

(2)前項のほか、利用者、関係者、その他利用に関連する第三者がスタジオ利用に起因して当社または第三者に損害を与えた場合、利用者は当社または第三者に対し、生じた一切の損害を賠償しなければならないものとします。

(3)スタジオ利用に伴って、利用者、関係者、その他利用に関連する第三者に発生した人身事故、物損事故、舞台セット、音響照明その他の機材、舞台衣装、展示品、その他の物品の盗難・紛失・破損等の事件、事

故、その他利用契約に起因して利用者に生じた一切の損害は、当社の故意または重過失に起因する場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、利用者に生じた損害が当社の故意・重過失に基づく場合には、当社は、利用者に直接かつ現実に生じた通常の損害(逸失利益を含まない)に限り、当社が利用者から受領する基本料金を上限として、損害賠償責任を負うものとします。

(4)前各項において、当社が利用者、関係者、その他利用に関連する第三者に代わって当該損害を賠償した場合、当社は利用者に対し、これによって費消した一切の金員を直ちに求償するものとします。

第20条 暴力団、反社会的団体の排除

(1)当社は、東京都暴力団排除条例に基づく暴力団その他の反社会的団体の排除を営業方針とし、下記に定める者に対し、スタジオの利用を認めません。

- ① 暴力団対策法に定める指定暴力団および指定暴力団員、準構成員。
- ② 反社会的団体および反社会的団体構成員。
- ③ 暴力団その他反社会的団体の勢力を誇示したり、これらを援助・助長する行為を行うと明らかに認められる者。
- ④ 上記①～③号に該当する者と関係していると客観的に認められる者(以下前各号に定める者を総称して「暴力団関係者」という)。

第21条 提出書類

(1)当社は、利用者に対し、会社案内、現在全部事項証明書、決算書類等、当社が指定する書類の提出を求めることができ、利用者はこれに従わなければならないものとします。

第22条 利用規約の変更等

(1)当社は、利用者の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとし、変更内容及び時期については、公式サイトで事前に告知するものとし、利用者当社との利用契約については変更後の本規約が適用されるものとします。

(2)本規約によらない公式サイトの掲載内容は、予告なく変更される場合があるものとします。

第23条 準拠法

(1)本規約の成立、効力、履行及び解釈については日本法が適用されるものとします。

第24条 管轄裁判所

(1)本規約、または利用契約に関連して利用者当社との間で紛争または調停が生じた場合、東京地方裁判所を専属合意管轄裁判所とします。

第25条 定めなき事項

(1)利用規約に定めなき事項は、利用者当社が、誠意をもって協議のうえ円満に解決するものとします。

第26条 プライバシーポリシー

利用者、ならびに関係者の個人情報の取扱いについては、イープラスの個人情報の取扱いに関する同意条項(<https://eplus.jp/sf/customer/rule>)の定めに従うものとします。

付則 本規約は2021年10月1日午前0時より実施するものといたします

株式会社イープラス

〒150-6005 東京都渋谷区恵比寿4-20-3